

## 建設機械等賃料算定要領の当面の取扱いについて

昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の状況を踏まえ、適正な請負代金を設定する観点から、当面、沖縄県土木建築部の建設機械等賃料算定要領について、下記のとおり取扱います。

### 記

#### 1. 適用時期について

建設機械等賃料算定要領（平成 28 年 6 月 27 日付土技第 1040 号）の「3. 適用時期」を次のとおりとする。

#### 現行

##### 3. 適用時期

適用時期については、設計時期の月（予算執行伺の決済月）により採用する。

4月から6月までは、物価資料の4月号を適用する。

7月から9月までは、物価資料の7月号を適用する。

10月から12月までは、物価資料の10月号を適用する。

1月から3月までは、物価資料の1月号を適用する。

#### 当面の取扱い（令和4年8月適用分から）

##### 3. 適用時期

適用時期については、設計時期の月と同月号を採用するものとする。